

令和 6 年 1 月吉日

社員各位

Be パートナーズ株式会社

労働者の過半数代表者の立候補について

Be パートナーズ株式会社における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたり、下記の方法により選出いたします。

従業員代表の役割

- ① 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労基法第 9 条）
- ② 賃金控除協定の締結（労基法第 24 条但し書）
- ③ 育児・介護休業に関する協定の締結（育児介護休業法第 6 条）
- ④ 時間外・休日労働に関する届出その他労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」としての任務
- ⑤ 労働者派遣法に基づく労使協定（派遣法第 30 条の 4 第 1 項）
- ⑥ 休業協定の締結

選出方法

- ① 従業員代表の選出は、原則として立候補者に対する選挙によって決定することとし、令和 6 年 1 月末までの間に、立候補者を募集します。
- ② 従業員代表候補に対して信任投票によって選出します。
- ③ 従業員代表の候補者は、管理監督者でない者でなければなりません。

選任された場合の任期

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

なお、過半数代表者が任期期間中に退任する場合、過半数代表者が代理者を指名選出するものとする。

以上